

# 「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」事業概要

## 【背景】

### H23.3 東日本大震災

- ・犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者

### H25 災害対策基本法改正

- ・市町村に「災害時要支援者名簿」の作成が義務付け

### R元年台風第19号、R2年7月豪雨

- ・犠牲者の約7~8割が高齢者や障害者
- ・個別避難計画作成の必要性が高まる。

### R3.5 災害対策基本法改正

- ・個別避難計画が市町村の努力義務として位置付け
- ・概ね5年程度で作成

## 【現状】地区防災計画 → 一部地区

避難行動要支援者名簿の提供のみ

### 福祉保険課

提供

↑  
浸水深の確認

### 防災課

↓  
提供



### 申請団体

市社協	1
地区社協	11
民児協	11
町内会	11
市民委員会	7
まち協	1
その他	9
計	51団体
※R7.4現在	

## 【課題】地区防災計画の作成 個別避難計画の作成

# 【逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト】

【ステップ1】地域まちづくり推進事業負担金（行政提案型）を活用し、地区防災会議の立ち上げ、地区防災計画の作成を支援（R6は近文、東旭川で実施。）

○○まち協

### A 地区防災会議

### A 地区防災計画

市民委員会、地区社協、民生委員、包括支援センター、消防団、WFC、学校関係者等

### B 地区防災会議

### B 地区防災計画

市民委員会、地区社協、民生委員、包括支援センター、消防団、WFC、学校関係者等

地域の実情に応じて、まち協単位又は市民委員会単位で、地区防災計画を作成

【ステップ2】地区防災計画の下位計画として個別避難計画を作成

### 地区防災計画

- ・災害リスクの把握
- ・避難所、避難場所、備蓄品の状況
- ・災害時の活動、避難所の運営等

連動

### 個別避難計画

- ・避難支援実施者
- ・避難先、避難経路
- ・緊急時連絡先



### 地区防災計画

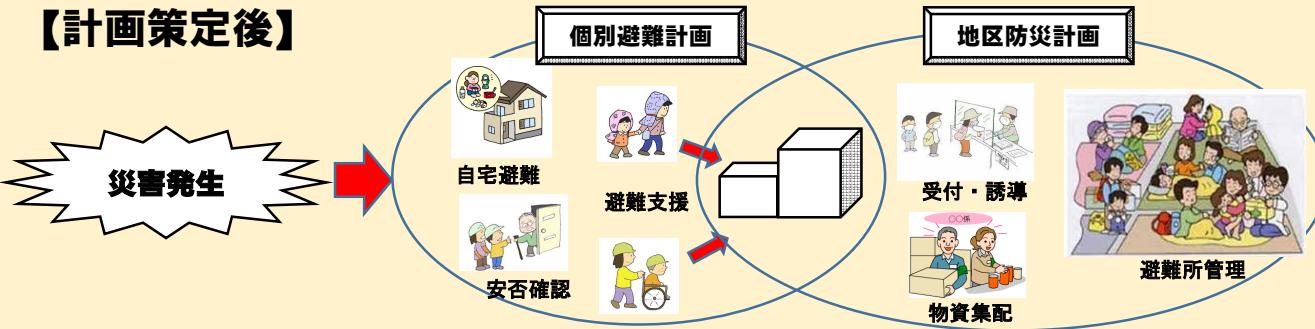
市HPで公表

要支援者 5,874人分うち、個人情報提供の同意がある3,320人分の個別避難計画を作成  
避難支援を希望する住民についても、個別避難計画を作成 ※人数はR7.4現在

【ステップ3】地区防災会議が主体となって、訓練・研修を定期的に実施

地区防災計画及び個別避難計画のアップデート

## 【計画策定後】



## 【理想像】災害発生時、行政支援に先行して、共助体制が起動

- ・地区防災計画に基づき、地域住民が避難所を自主運営 etc
- ・個別避難計画に基づき、避難支援等実施者が安否確認・避難支援を実施

## 進行スケジュール（案）

年	R 7 年度								R 8 年度	
月	4～7	8	9	10	11	12	1	2	3	
工程	体制構築	課題抽出	骨子作成	素案作成	計画確定					
まち協	会議									
防災会議		会議1	ワークショップ	会議2		会議3	会議4			→ 提案
住民等										

旭川市防災会議

## 検討体制（案）

## 地区防災会議

市民委員会、町内会、地区社協、民生児童委員、包括支援センター、消防団、女性防火クラブ、学校関係者、その他地区関係者等で組織（15～20人程度）

## ワークショップ

上記団体の構成員（地域住民等）で組織（50人～150人）

## 検討内容（案）

## 会議1

## 体制構築

- ・地区防災会議委員の選考・依頼  
(市民委員会、町内会、地区社協、民生児童委員、包括支援センター、消防団、女性防火クラブ、学校関係者、その他地区関係者等)

## ワークショップ1

## 課題抽出

- ・地区的災害リスク
- ・地区的防災資源（避難所や備蓄品）

## 会議2

## 骨子作成

- ・地区防災計画の骨子の検討

## 会議3

## 素案作成

- ・計画（素案）の検討

## 会議4

## 計画確定

- ・地区防災計画の確定

## 計画骨子（素案）

## 1 目的

## 2 地区の特性

## 3 防災活動

## ① 平常時の活動

- ・防災訓練
- ・連絡体制
- ・備蓄
- ・避難行動要支援者の支援体制

## ② 災害時の活動

- ・情報収集・共有・伝達
- ・避難判断
- ・避難行動要支援者への支援
- ・避難所の運営

## 4 計画の見直し

## 5 防災マップ